

平成29年度高知県における障害者虐待の対応状況等

(平成29年4月1日～平成30年3月31日対応分)

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出件数と虐待を受けたと判断した件数

平成29年度に県及び市町村で受け付けた養護者による障害者虐待相談・通報・届出件数は22件で、そのうち虐待を受けたと判断したのは4件であった。

	平成29年度	平成28年度
相談・通報・届出件数	22	30
虐待の事実が認められた件数	4	6

(2) 相談・通報・届出者（複数回答）

「本人」が39.1%と最も多く、次いで「施設・事業所の職員」「当該市町村職員」がそれぞれ17.4%であった。

		本人	施設・事業所の職員	当該市町村職員	相談支援専門員	その他	合計
相談・通報・届出者全体	人数	9	4	4	2	4	23
	構成割合	39.1%	17.4%	17.4%	8.7%	17.4%	100%
うち虐待の事実が認められた事例	人数	—	1	1	1	1	4
	構成割合	—	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	100%

(3) 事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	21	95.5%
法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	21	(100%)
訪問調査により事実確認を行った事例	16	[76.2%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	5	[23.8%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	0	—
(立入調査のうち) 警察が同行した事例	0	—
(立入調査のうち) 警察に援助要請したが同行がなかった事例	0	—
(立入調査のうち) 警察に援助要請はせず、市町村単独で実施した事例	0	—
事実確認調査を行っていない事例	1	4.5%
相談・通報等を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要とした事例	1	(100%)
相談・通報等を受理し、後日事実確認調査を予定又は調査の可否を検討中の事例	0	—
他部署等への引き継ぎ	0	—
合 計	22	100%

(4) 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
人数	2	0	1	1	3

(5) 虐待行為の程度（複数回答）

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	2	28.6%
中度（「生命・身体・生活への著しい影響」に相当する行為）	5	71.4%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	0	—
合計	7	100%

(6) 被虐待者の障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害
人数	2	2	0

(7) 虐待の発生要因や状況（複数回答）

ア. 虐待者

	虐待者の知識や情報の不足	虐待と認識をしていない	介護疲れ	介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者側のその他の要因	合計
人数	2	2	1	1	1	7
構成割合	28.6%	28.6%	14.3%	14.3%	14.3%	100%

イ. 被虐待者

	介護度や支援度の高さ	行動障害	その他の要因	合計
人数	1	1	1	3
構成割合	33.3%	33.3%	33.3%	100%

ウ. 家庭環境

	経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	その他の要因	合計
人数	2	1	1	4
構成割合	50.0%	25.0%	25.0%	100%

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出件数

平成29年度に県及び市町村で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は18件であった。このうち、虐待の事実が認められた事例は、6件であった。

	平成29年度	平成28年度
相談・通報・届出件数	18	33
虐待の事実が認められた件数	6	7

(2) 相談・通報・届出者（複数回答）

	当該施設等職員	当該施設等設置者・管理者	家族・親族	当該施設等元職員	その他	県からの連絡	合計
件数	4	4	2	2	4	4	20
構成割合	20.0%	20.0%	10.0%	10.0%	20.0%	20.0%	100%

(3) 市町村における事実確認の状況

平成29年度に市町村が受け付けた相談・通報・届出件数は18件（うち、4件は県からの連絡）で、そのうち17事例について事実確認調査が行われ、事実確認調査の結果、6事例について虐待の事実が認められた。

残りの1事例に関して事実確認を行わなかった理由は、通報を受理したものの、通報者との連絡が途絶えたことにより、通報内容を十分に把握することができず、事実確認調査の実施が困難と判断されたためであった。

市町村の対応状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	17	94.4%
虐待の事実が認められた事例	6	(35.3%)
虐待の事実が認められなかった事例	6	(35.3%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	5	(29.4%)
事実確認調査を行っていない事例	1	5.6%
合計	18	100%

※構成割合は、市町村が受け付けた相談・通報・届出件数18件に対するもの。

事実確認調査の対象となった施設・事業所等の種別

	障害者支援施設	生活介護	療養介護	就労継続支援B型	放課後等デイサービス	合計
件数	7	4	3	2	1	17
構成割合	41.2%	23.5%	17.6%	11.8%	5.9%	100%

(4) 都道府県への報告

平成29年度において、市町村から県へ「虐待の事実が認められた」として「報告された事例」は5件であった。また、市町村から県へ「虐待の事実が認められた」として「これから報告する事例」は1件であった。

	件数	構成割合
虐待の事実が認められたとして県へ報告がなされた事例	5	83.3%
うち、更に県による事実確認を行う必要がある事例	0	—
虐待の事実が認められたとしてこれから県へ報告する事例	1	16.7%
合 計	6	100%

(5) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

①虐待の種別・類型

	身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄・放置	性的虐待	合計
人数	3	2	0	0	0	5
構成割合	60.0%	40.0%	—	—	—	100%

②虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	4	80.0%
中度（「生命・身体・生活への著しい影響」に相当する行為）	1	20.0%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	0	—
合 計	5	100%

③被虐待者の状況

ア. 性別

	男性	女性	合計
人数	5	0	5
構成割合	100%	—	100%

イ. 年齢

	～24歳	25～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
人数	1	1	3	0	5
構成割合	20.0%	20.0%	60.0%	—	100%

ウ. 障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	合計
人数	1	5	0	6
構成割合	16.7%	83.3%	—	100%

エ. 障害支援区分認定の状況

	区分認定あり	なし	合計
人数	5	0	5
構成割合	100%	—	100%

オ. 行動障害の有無

	強い行動障害 あり	行動障害なし	合計
人数	5	0	5
構成割合	100%	—	100%

④虐待者の状況

ア. 性別

	男性	女性	合計
人数	5	0	5
構成割合	100%	—	100%

イ. 年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	不明	合計
人数	2	1	1	0	1	5
構成割合	40.0%	20.0%	20.0%	—	20.0%	100%

ウ. 職種

	生活支援員	看護職員	合計
人数	4	1	5
構成割合	80.0%	20.0%	100%

(6) 障害者福祉施設従事者等による虐待があった施設・事業所等の種別

	障害者支援 施設	療養介護	生活介護	合計
件数	3	1	1	5
構成割合	60.0%	20.0%	20.0%	100%

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村又は県が、虐待の事実が認められた事例5件について行った対応は次のとおりである。

市町村が、平成29年度末までに実施した指導等(複数回答)は、「施設等に対する指導」が2件、「改善計画提出依頼」が2件、「障害者相談支援法の規定に基づく勧告・命令・処分」が1件であった。

県が、平成29年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「施設・事業所に対する指導」が1件、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が3件であり、権限の行使をしていないものが1件であった。

①市町村による指導等(複数回答)

		件数
市町村による指導等	施設等に対する指導	2
	改善計画提出依頼	2
	従業者への注意・指導	0
	障害者総合支援法の規定に基づく勧告・命令・処分 (報告徴収、出頭要請、質問、立入検査)	1
	児童福祉法の規定に基づく勧告・命令・処分	0
	その他	0

②都道府県等による障害者総合支援法等の規定に基づく権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	施設・事業所に対する指導	1
	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	3
	改善勧告	0
	改善勧告に従わない場合の公表	0
	指定の効力の全部または一部停止	0
	指定取消	0
	現在対応中	0
	その他	0
	なし	1